

「ていあんくん」投稿の「1回目の原稿」

平成28年1月13日

「木造サイロ」の解体を憂う。

早来地区。 吉岡政昭

昨年(平成27年)の12月23日。遠浅地区にあった文化財「木造サイロ」が解体された。解体当日、私は解体現場にいた。もったいなくて残念でならなかった。理不尽さに腹が立った。

「木造サイロ」は、旧早来町が文化財と指定したものだ。酪農先進地区を象徴する文化財だったものが、守られずに解体されたのだ。町長の行政報告によれば、2年以上前に、故山田羔氏より「修繕の相談」を受けている。しかし、町は「修繕費は基本的に所有者負担である」として修繕を断っているのだ。こんなバカな話あるだろうか。

安平町文化財保護条例には、「修理に多額の経費を要し所有者がその負担に堪えない場合は、・・・教育委員会は補助金を交付することができる」とあり「所有者負担」の文字はない。寄付など多様な修繕費確保を可能とする条文なのだ。

教育委員会がまずもって行うべきは、条文に従った「補助金の交付」だったのだ。

「所有者負担」に力点を置いた弁明は不正確で不誠実だ。

教育委員会は、なぜ、条例に従って最大限の補助金を手配をしなかったのか。

さらに不可解なことがある。

教育委員会に木造サイロの「修繕見積書」が存在しないことだ。

それでいて「修繕を行った場合の費用は約1000万円程度」「ただし、風雪によって倒れる可能性あり」と述べている。「修繕見積書」に基づかずに、なぜ、1000万円と言えるのか。短期間に倒壊しないようにするのが修繕ではないか。

最初から「修理しても無駄だ」と言わんばかりの言辞は許せない。

- (注) ①文中のアンダーラインにある「教育委員会に木造サイロの修繕見積書が存在しないことだ。」とあるのは、私が情報公開条例に基づき「修繕見積書」の開示を求めた際、「公文書は存在しない」との回答があったためです。
しかし、後日、教育委員会側の「勘違いに」よるものであることがわかりました。

上記の原稿に対して、副町長より、以下の指摘がありました。

- ①「感情的すぎる」との指摘。
- ②「1000万円程度」の根拠の確認中であったため、投稿は、
その確認後でも良いのではないか。

指摘を了解の上、書き直すことにしました。

「ていあんくん」の「2回目の原稿」

平成28年2月 1日（投稿）

平成28年2月 9日（総務課に掲載拒否連絡）

平成28年2月22日（原稿取り下げ）

平成28年4月 8日（掲載拒否理由の再確認）

下記の文章のアンダーラインは、
1回目の指摘を受け入れ、新たに書き加えた文章です。

「木造サイロ」の解体は避けられたはずだ。

早来地区。 吉岡政昭

昨年12月23日。遠浅地区にあった文化財「木造サイロ」が解体された。「木造サイロ」は、旧早来町が文化財と指定したものだ。酪農先進地区を象徴する文化財だったのだ。それが保存されずに解体された。

果たして、解体は本当に避けられなかったのか。

町長の行政報告と文化財保護委員会の会議録を読んで驚いた。「解体決定」に至る過程に重大な「落ち度」があったからだ。

町長の行政報告でも、教育委員会の所有者への説明でも、修繕費を「基本的に所有者負担」と説明している。これは、安平町文化財保護条例の読み違いである。条例には「所有者負担」という文字はない。あるのは「教育委員会の補助金の交付」だけだ。もちろん、条件（所有者がその負担に堪えない場合）はついている。しかし、「所有者負担」と限定していない所にこの条例の特徴がある。「寄付など多様な修繕費確保」を可能とする条例なのだ。

この条例の読み違いが、対応に間違いを生み「解体」につながった。

教育委員会は、最初に相談を受けた時点で、いち早く以下の対応をとるべきだったのだ。

①補助金支給の意思表示 ②現地の調査 ③修繕見積書の徴取 ④見積金額から補助金を除いた「修繕費残額」の明示。⑤「修繕費残額」の所有者負担と寄付等の配分の決定。

しかし、会議記録を読む限りそのような対応をした形跡がない。

強風による更なる破損は、最初の相談があってから2年過ぎてのことだ。この時点でも条例の間違った解釈による対応が続いた。その結果、「木造サイロ」は解体されたのだ。

それなのに、解体を「所有者の意向」としたことは納得出来ない。責任転嫁ではないか。

掲載に当たっては、以下のお願いを致します。

- 1, 名前を出して良い。
- 2, 文章の変更は、必ず、事前に了解を取っていただきたい。
- 3, 「広報 あびら」の3月号の掲載をお願いしたい。
- 4, 質問でなく、意見なので、教育委員会からの回答は特に希望はしない。
しかし、教育委員会の判断で、私の意見に対して反論・意見は自由です。

「ていあんくん」への掲載を拒否された 「3回目の原稿」

平成28年4月15日（投稿）

平成28年4月18日（掲載拒否）

「木造サイロ」の解体は避けられたはずだ。

早来地区。 吉岡政昭

下記の3回目の原稿は、**掲載拒否理由を踏まえ、書き換えました。**
アンダーラインは、一部削除の上、新たに書き加えた文章です。

昨年12月、酪農先進地区の象徴、「木造サイロ」（文化財）が解体された。今さら何を言っても木造サイロは戻らない。死んだ子どもの年を数えるような無念さが募る。サイロ解体後、いろいろ調べてみた。その中で生まれた意見を述べる。

解体は避けられなかったのか。私はそうは思わない。文化財保護委員会の会議録には、教育委員会が修繕費負担を「基本的に所有者負担」と説明したとある。これでは文化財は守れない。所有者が負担するには、金額があまりにも大きすぎるからだ。

他の文化財保護の場合どうか。二条城修理の時は、京都市は「二条城一口城主募金」を行った。奈良の薬師寺東塔（国法）の修理の時も募金集めをし歌手小林幸子がチャリティをやり売上金の一部を寄付した。知床の自然保護には、斜里町の元町長が「知床100平方メートル運動を提唱」しナショナルトラストによって知床の自然を守った。

そもそも一個人や一自治体で、文化財の保護は難しいのだ。安平町文化財保護条例を読んだ。条例には「所有者負担」という文字はない。あるのは「教育委員会の補助金の交付」だけだ。もちろん、「所有者がその負担に堪えない場合」と所有者負担にも触れている。しかし、「所有者負担」と限定していない所にこの条例の特徴があるのだ。すなわち「寄付活動」を可能とする条例なのだ。町内のみならず、全道的に寄付を募り保存の取り組みをするべきだったのだ。加えて、安平町文化財保護委員会の議事録には「道教委を通じて史跡として遠浅酪農全体を残していく場合には可能であるが、木のサイロのみの指定は出来ない」とあった。道教委は、木造サイロの保存を「遠浅酪農全体を史跡として残せば可能だ」と言ってきたのだ。安平町はチャンスを逃したと思う。今後は、文化財保護に限らず、十分な研究と調査によって対応してもらいたい。

掲載に当たっては、以下のお願いを致します。

- 1, 氏名を出して構いません。（不掲載の理由にされては困りますので）
- 2, 文章の変更は、必ず、事前に了解を取って下さい。
- 3, 「広報 あびら」の5月号の掲載をお願いします。
- 4, 質問でなく、意見なので、教育委員会からの回答は不要です。
内容の是非・評価は、主権者である町民が致します。
- 5, 批判を含む意見だからと言って、排除するのは、中国と同じになってしまいます。

「ていあんくん」掲載の為の「4回目の投稿」

平成28年5月9日(投稿中・・掲載決定待ち)

アンダーラインは、3回目の「不掲載理由」を踏まえ、修正と必要な加筆をしたもの

「木造サイロ」の解体は避けられたはずだ。

早来地区。 吉岡政昭

昨年12月、酪農先進地区の象徴、「木造サイロ」(文化財)が解体された。今さら何を言っても木造サイロは戻らない。死んだ子どもの年を数えるような無念さが募る。サイロ解体後、いろいろ調べてみた。その中で生まれた意見を述べる。

解体は避けられなかったのか。私はそうは思わない。文化財保護委員会の会議録には、教育委員会が修繕費負担を「基本的に所有者負担」とであると繰り返し強調した事が記録されている。これでは文化財は守れない。所有者が負担するには、金額があまりにも大きすぎるからだ。他の文化財保護の場合どうか。二条城修理の時は、京都市は「二条城一口城主募金」を行った。奈良の薬師寺東塔(国法)の修理の時も募金集めをし、歌手小林幸子がチャリティをやり売上金の一部を寄付した。知床の自然保護には、斜里町の元町長が「知床100平方メートル運動を提唱」しナショナルトラストによって知床の自然を守った。そもそも一個人や一自治体だけの力では、文化財保護は困難なのだ。**安平町文化財保護条例を読んだ。**条例には「所有者負担」という文字はない。あるのは「教育委員会の補助金の交付」だけだ。もちろん、「所有者がその負担に堪えない場合」と所有者負担にも触れている。しかし、「所有者負担」だけに限定していない所にこの条例の特徴があるのだ。すなわち「寄付活動」を可能とする条例なのだ。町内のみならず、全道的に寄付を募り保存の取り組みをするべきだったのだ。加えて、安平町文化財保護委員会の議事録には「道教委を通じて史跡として遠浅酪農全体を残していく場合には可能性はあるが、木のサイロのみの指定は出来ない」とあった。すなわち、道教委は、木造サイロの保存を「遠浅酪農全体を史跡として残せば可能性はある」と言ってきたのだ。因みに、この報告の3か月前、文化庁の課長補佐と調査官が、道教委職員と共に現地調査を行っていた。「可能性はある」との報告は、他ならぬ文化庁の現地調査を踏まえたものだった。しかし、誠に遺憾ながら、この報告の後、教育委員会がその「可能性」を追求した形跡は、報告書には全く見られない。安平町はチャンスを逃したと思う。今後は、文化財保護に限らず、十分な研究と調査によって対応してもらいたい。

掲載に当たっては、以下のお願いを致します。

- 1, 掲載の際は、アンダーラインを消して下さい。
- 2, 氏名を出して構いません。(不掲載の理由にされては困りますので)
- 3, 文章の変更は、必ず、事前に了解を取って下さい。
- 4, 「広報 あびら」の6月号の掲載をお願いします。
- 5, 質問でなく、意見ですので、教育委員会からの回答は不要です。しかし、内容に特段の異議があるならば、反論を含め、**掲載の上、お願いします。**